

豊田市公告第6号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和5年1月11日

豊田市長 太 田 稔 産



1 契約の概要

- (1) 事業名 豊田市三河湖観光センター取得事業
(2) 事業の概要 本業務は、三河湖観光センターを整備し、市がこれを買い取るものである。
(3) 履行期限 令和6年11月1日（予定）
(4) 提案限度額 271,150,000円（消費税及び地方消費税込）

2 応募者の要件

(1) 共通事項

ア 応募者

応募者は、3の参加資格要件の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同体（以下「グループ」という。）とし、グループで応募する場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

イ 参加資格

単独事業者又はグループは、3の参加資格要件を満たす者であること。

ウ グループの構成員

（ア）応募書類の受付後は、原則として構成員の変更（減少及び追加を含む。）は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、この限りでない（代表事業者の変更を除く。）。

（イ）構成員は、本事業に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないものとする。

エ その他

（ア）関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

（イ）応募者が、応募書類の受付日以後に参加資格要件を欠くこととなった場合は、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、参加資格要件を欠く構成員の変更等（代表事業者の変更等を除く。）ができるものとし、当該変更等により参加資格要件を満たす場合には、引き続き応募者となることができる。

3 参加資格要件

(1) 単独事業者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- エ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- オ 本事業に参加表明書を提出した他の単独事業者又は構成員との間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本関係又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。）。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築業の許可を受けている者であること。
- キ 元請けとして50,000,000円（消費税及び地方消費税込）以上の新築工事の施工実績を有し、かつ当該工事の施工監理の実績を有する技術者を配置できる者であること。

（注1）実績には、請負契約による工事、設計施工一体等やリース契約に附帯する施工実績を含むものとする。

（注2）実績における延床面積の確認は建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証、検査済証又は建築工事届の写しの添付をもって行うものとする。

- ク 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること（設計業務等について、同要件を満たす建築士事務所に委託する場合は、不要とする。）。

ケ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者の免許を有していること。

コ 公告日において税の滞納がないこと。

サ 令和4年度及び令和5年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。当該資格を有しない者については、次の（ア）から（エ）までに掲げる書類を提出することで当該資格を有する者とみなす。なお、当該書類は、公告日において発行日から3月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

- （ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （イ）納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
- （ウ）納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
- （エ）納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

(注1) 豊田市内(愛知県内)に事業所が無い者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」(「様式集」に定める様式2-4②)を提出すること。

(2) グループ

- ア 代表事業者を含む構成員は、3(1)アからオ、コの要件を満たすこと。
- イ 構成員のうち施工を担当する者は3(1)カ、キ及びサの要件を満たすこと。
- ウ 構成員のうち建築設計、工事監理を担当する者は3(1)クの要件を満たすこと。
- エ 構成員のうち1者は3(1)ケの要件を満たすこと。

4 応募の手続

(1) 公募の方法

- ア 募集要領等の公表・配布
 - (ア) 日 時 令和5年1月11日(水)
 - (イ) 方 法 豊田市ホームページで公表するとともに、豊田市役所地域振興部下山支所において配布する(実施要綱、事業者募集要領、提出書類説明書(様式集)(以下「様式集」という。)、事業者評価基準、基本協定書(案)、売買契約書(案)各1部)。
- (ウ) 配布期間 令和5年1月11日(水)から同月31日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(以下「開庁日」という。)。
- イ 参加表明・募集要領に関する質問
質問の受付及び回答は、以下のとおり行うものとする。
 - (ア) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「様式1-1 参加表明に関する質問書」及び「様式1-2 募集要領等に関する質問書」に記入し、電子メールにて提出すること。
 - (イ) 提出期間 令和5年1月11日(水)から同月25日(水)までの開庁日
 - (ウ) 提出先 豊田市役所地域振興部下山支所
E-mail : shimoyama-shisho@city.toyota.aichi.jp
 - (エ) 回 答 令和5年2月1日(水)から豊田市ホームページにて公表する。

(2) 参加表明及び応募の方法

参加表明及び応募書類の正本・副本(添付書類含む。)を作成するものとする。

ア 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うものとする。

- (ア) 提出方法 様式集に定める様式2-1から様式2-11までに必要事項を記入し、添付書類を付した上、正本として1部を用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

- (イ) 提出期間 令和5年2月2日（木）から同月9日（木）までの開庁日
- (ウ) 提出先 豊田市役所地域振興部下山支所（豊田市大沼町越田和37番地1）
- (エ) 審査結果 参加表明資格の審査結果は、令和5年2月16日（木）以降、郵送により通知する。

イ 応募

応募者は、提案書等を以下により提出するものとする。

- (ア) 提出方法 様式集に定める様式3-1から様式3-7まで（正本1部、副本10部）及び別記様式1（誓約書）及び別記様式2（見積書）（各1部）に必要事項を記入の上、持参により提出すること。

なお、様式3-1から様式3-7までは、Microsoft Word及びAdobe PDF形式による電子ファイルも併せて提出すること。

電子ファイルの提出はCD・DVD等の光ディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。

- (イ) 提出日時 令和5年3月28日（火）午前9時から午後2時まで

- (ウ) 提出先 豊田市役所地域振興部下山支所（豊田市大沼町越田和37番地1）

ウ 提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「提出書類説明書（様式集）第4応募書類リスト」とおりとする。

エ 応募に当たっての留意事項

- (ア) 募集要領の承諾

応募者は、募集要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

- (イ) 費用負担等

応募書類の作成及び提出などの応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

- (ウ) 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

- (エ) 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由があるときは、公募の実施を延期し、又は取りやめがあることがある。

- (オ) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- a 応募資格がない者による応募
- b グループで応募する場合にあっては、代表事業者以外の者による応募
- c 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

- d 記名のない提案書による応募
- e 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- f 応募者及びその代理人により2以上の応募が行われた場合の全ての応募
- g その他募集に関する条件に違反した応募

才 提案書の取扱い

(ア) 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、選定事業者の提案書等の著作権は豊田市に帰属する。なお、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として当該提案を行った応募者が負うものとする。

(ウ) 市の提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 応募書類等の変更の禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字、脱字等の修正については、この限りでない。

(オ) 使用する言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) その他

市は豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

5 提案内容のヒアリング

(1) 開催日 令和5年4月10日(月)

(2) 開催場所 豊田市役所会議室(予定)又はZoomミーティング

(3) 備考

- ア 開催場所及び事業者別のヒアリングの時間等は、提案書等の提出後に通知する。
- イ 出席者は、提案内容の説明ができる者とする。
- ウ ヒアリング時には、提案書以外の資料を配布することはできない。
- エ プレゼンテーション及び質疑応答は、選定委員に参加者名を伏せて行うため自己紹介は行わないこと。

6 選定事業者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

本評価は、参加表明の書類提出時に市が行う参加資格評価のほか、資格要件、売買価格及び提案により実施する。

ア 失格条件

応募者が、資格要件、売買価格、提案のいずれかの要件を満たしていない場合は、失格とする。

イ 事業者の選定

市は、事業者ヒアリングを実施した後に採点を行い、総合評価点が最も高い者を選定事業者（グループで応募の場合は、グループを含む。以下同じ。）として選定し、選定事業者の次に総合評価点の高い者を次点者として1者選定する。ただし、応募が1者の場合又は選定事業者以外の事業者の本事業に係る提案が、市の期待する水準に達していないと判断した場合には次点者を選定しない。

なお、市は選定事業者との間で優先的に基本協定書の合意に関する協議を行うものとし、選定事業者との協議が整わない場合に、次点の事業者と協議を行うものとする。

ウ 選定結果の公表

選定結果は、令和5年4月下旬に応募者に文書で通知し、併せて豊田市ホームページ上で公表する（電話等による問合せは不可とする。）。

(3) その他

ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認めるに足りると判断した場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 本事業における事業者の選定過程において、応募者が無い又はいずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表する。

7 その他

(1) 契約に関する事項

ア 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、協議が調った後、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との基本協定及び売買契約を締結するものとする。

なお、選定事業者と協議が調わなかった場合には、次点の事業者を選定事業者とみなし、その提案内容に基づき協議を実施するものとする。

イ 基本協定の締結

基本協定は、選定事業者を決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結する。

ウ 売買契約の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

エ 基本協定書、売買契約書の作成費用

契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代など、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) リスクに関する事項

ア 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、事業の目的にかなう三河湖観光センターが供給されることを優先するものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市及び選定事業者において予想されるリスクの内容及び責任分担の考え方は、「募集要領別表4－主要リスク分担表」のとおりとする。

(3) 関係法令等

本事務の実施に当たって適用すべき基準、条例等は以下のとおりとする。

ア 愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）

イ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）

ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）

エ その他本事業に関連する法令、県及び市で定める条例、規則等

(4) その他必要な事項

ア 議会の議決

本事業の実施に係る議案の豊田市議会への提出は市と選定事業者による売買契約の締結前とする。なお、売買契約の議案が否決された場合、売買仮契約は解除し、市は提案時に提示された調査・設計に係る経費を事業者に支払うものとする。

イ 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、豊田市ホームページ等により適宜提供する。

【問合せ先（提出先）】

〒444-3242 豊田市大沼町越田和37番地1

豊田市役所地域振興部下山支所地域振興担当（下山支所1階）

電話 0565-90-2111（直通） FAX 0565-90-3344

メールアドレス shimoyama-shisho@city.toyota.aichi.jp

【別表】

資本関係又は人的関係について

1 資本関係	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合</p> <p>(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
2 人的関係	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同項第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>エ 組合の理事</p> <p>オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに挙げる者に準ずる者</p> <p>(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>